

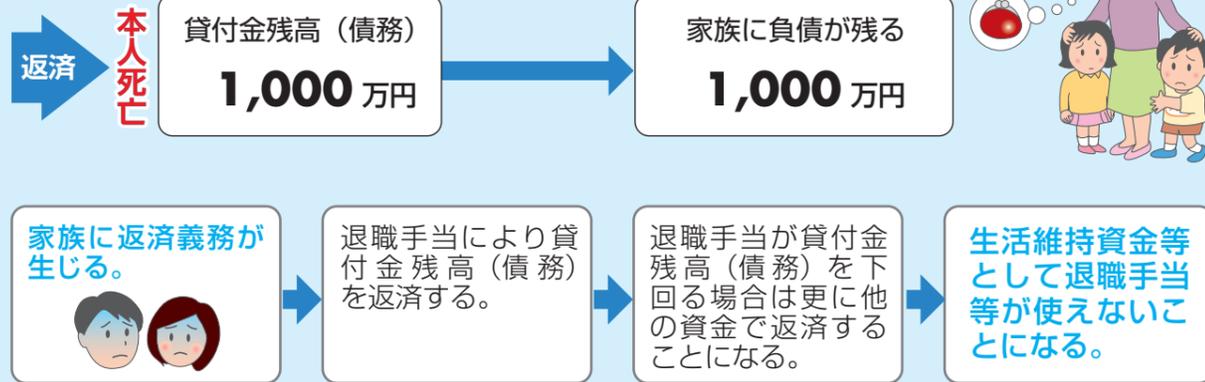
# 共済組合から貸付けを受ける方へ

## 「だんしん事業」のご案内

共済組合では、貸付事業を利用している組合員の福祉の充実とご家族の安心のために「だんしん」事業を実施しております。

### だんしん（団体信用生命保険）

〈だんしん加入なし〉 ※本人死亡の場合



〈だんしん加入あり〉



### 債務返済支援保険

〈債務返済支援保険加入なし〉



〈債務返済支援保険加入あり〉



※返済金相当額が30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまで支払われます。

制度名	制度の特長	保障（補償）内容			保険金額	保障（補償）期間	加入対象者	保険金受取人
		死亡保険金	高度障害保険金	所得補償保険金				
<b>だんしん</b>	★死亡・所定の高度障害状態となった場合、保険金で、貸付金残高を返済する制度です。	○	○	—	貸付金残高（債務）相当額	貸付金返済期間	借受人	共済組合
<b>債務返済支援保険</b>	★就業障害となった場合、返済金相当額（平均返済月額）をお支払いする制度です。	—	—	○	返済金相当額（平均返済月額）	貸付金返済期間	借受人	借受人

制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。